

議案第15号

世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年3月9日

(提出者)  
世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区立烏山図書館及び下馬図書館の休館日及び開館時間を変更するため、  
本案を提出する。

## 世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則

世田谷区立図書館館則（昭和57年6月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「烏山図書館」という。）の次に「、世田谷区立下馬図書館（以下「下馬図書館」という。）」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「烏山図書館」の次に「、下馬図書館」を加え、同項第3号ア中「及び烏山図書館」を「、烏山図書館及び下馬図書館」に改め、同項第4号中「烏山図書館」の次に「、下馬図書館」を加える。

第4条第3項中「、烏山図書館」を削り、同条第6項中「第1項から第4項まで」を「第1項から第5項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「世田谷図書館」の次に「、烏山図書館」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 下馬図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、1月4日及び12月28日は、午前9時から午後5時までとする。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、世田谷区立図書館(以下「館」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中央図書館 世田谷区立図書館条例(昭和41年10月世田谷区条例第44号。以下「条例」という。)別表第1の1の部に定める中央図書館をいう。</p> <p>(2) 地域図書館 条例別表第1の2の部に定める地域図書館をいう。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 中央図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1月1日から同月3日まで</p> <p>(2) 12月29日から同月31日まで</p> <p>(3) 館内整理日 毎月の最後の木曜日(これらの月に次号の特別整理期間があるときを除く。)。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)又は10月27日から同月31日まで、12月28日、同月29日若しくは同月31日に当たるときは、その日の属する週の前の週の木曜日とする。</p> <p>(4) 特別整理期間 1年のうち中央図書館の事情に応じて9日以内において中央図書館の長(以下「中央図書館長」という。)が定める期間</p> <p>2 地域図書館(世田谷区立梅丘図書館(以下「梅丘図書館」という。)、世田谷区立世田谷図書館(以下「世田谷図書館」という。)、世田</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、世田谷区立図書館(以下「館」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中央図書館 世田谷区立図書館条例(昭和41年10月世田谷区条例第44号。以下「条例」という。)別表第1の1の部に定める中央図書館をいう。</p> <p>(2) 地域図書館 条例別表第1の2の部に定める地域図書館をいう。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 中央図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1月1日から同月3日まで</p> <p>(2) 12月29日から同月31日まで</p> <p>(3) 館内整理日 毎月の最後の木曜日(これらの月に次号の特別整理期間があるときを除く。)。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)又は10月27日から同月31日まで、12月28日、同月29日若しくは同月31日に当たるときは、その日の属する週の前の週の木曜日とする。</p> <p>(4) 特別整理期間 1年のうち中央図書館の事情に応じて9日以内において中央図書館の長(以下「中央図書館長」という。)が定める期間</p> <p>2 地域図書館(世田谷区立梅丘図書館(以下「梅丘図書館」という。)、世田谷区立世田谷図書館(以下「世田谷図書館」という。)、世田</p>

改正後	改正前
<p>谷区立砧図書館（以下「砧図書館」という。）、世田谷区立代田図書館（以下「代田図書館」という。）、世田谷区立烏山図書館（以下「烏山図書館」という。）、<b>世田谷区立下馬図書館（以下「下馬図書館」という。）</b>、世田谷区立尾山台図書館（以下「尾山台図書館」という。）及び世田谷区立経堂図書館（以下「経堂図書館」という。）を除く。以下この項及び次条において同じ。）の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定期休館日 月曜日（その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで</p> <p>(3) 12月29日から同月31日まで</p> <p>(4) 館内整理日 1年のうち地域図書館の事情に応じて4日以内において中央図書館長が定める日</p> <p>(5) 特別整理期間 1年のうち地域図書館の事情に応じて5日以内において中央図書館長が定める期間</p> <p>3 梅丘図書館、世田谷図書館、砧図書館、代田図書館、烏山図書館、<b>下馬図書館</b>、尾山台図書館及び経堂図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1月1日から同月3日まで</p> <p>(2) 12月29日から同月31日まで</p> <p>(3) 館内整理日 次のとおりとする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の属する週の前の週の木曜日とする。</p> <p>ア 世田谷図書館、砧図書館、代田図書館、<b>烏山図書館及び下馬図書館</b> 毎月の第2木曜日（これらの月に次号の特別整理期間があるときを除く。）</p> <p>イ 梅丘図書館、尾山台図書館及び経堂図書館 毎月の第3木曜日（これらの月に次号の特別整理期間があるときを除く。）</p> <p>(4) 特別整理期間 1年のうち梅丘図書館、世田谷図書館、砧図</p>	<p>谷区立砧図書館（以下「砧図書館」という。）、世田谷区立代田図書館（以下「代田図書館」という。）、世田谷区立烏山図書館（以下「烏山図書館」という。）、世田谷区立尾山台図書館（以下「尾山台図書館」という。）及び世田谷区立経堂図書館（以下「経堂図書館」という。）を除く。以下この項及び次条において同じ。）の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定期休館日 月曜日（その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで</p> <p>(3) 12月29日から同月31日まで</p> <p>(4) 館内整理日 1年のうち地域図書館の事情に応じて4日以内において中央図書館長が定める日</p> <p>(5) 特別整理期間 1年のうち地域図書館の事情に応じて5日以内において中央図書館長が定める期間</p> <p>3 梅丘図書館、世田谷図書館、砧図書館、代田図書館、烏山図書館、尾山台図書館及び経堂図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1月1日から同月3日まで</p> <p>(2) 12月29日から同月31日まで</p> <p>(3) 館内整理日 次のとおりとする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の属する週の前の週の木曜日とする。</p> <p>ア 世田谷図書館、砧図書館、代田図書館及び烏山図書館 毎月の第2木曜日（これらの月に次号の特別整理期間があるときを除く。）</p> <p>イ 梅丘図書館、尾山台図書館及び経堂図書館 毎月の第3木曜日（これらの月に次号の特別整理期間があるときを除く。）</p> <p>(4) 特別整理期間 1年のうち梅丘図書館、世田谷図書館、砧図</p>

改正後	改正前
<p>書館、代田図書館、烏山図書館、<u>下馬図書館</u>、尾山台図書館及び経堂図書館のそれぞれの事情に応じて5日以内において中央図書館長が定める期間</p>	<p>書館、代田図書館、烏山図書館、尾山台図書館及び経堂図書館のそれぞれの事情に応じて5日以内において中央図書館長が定める期間</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理する館の休館日は、当該指定管理者が、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て、臨時に定め、又は変更することができる。</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理する館の休館日は、当該指定管理者が、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て、臨時に定め、又は変更することができる。</p>
<p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。 （開館時間）</p>	<p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。 （開館時間）</p>
<p>第4条 中央図書館の開館時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、月曜日、休日、1月4日、日曜日に当たる5月3日から同月5日まで及び12月28日は、午前10時から午後5時までとする。</p>	<p>第4条 中央図書館の開館時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、月曜日、休日、1月4日、日曜日に当たる5月3日から同月5日まで及び12月28日は、午前10時から午後5時までとする。</p>
<p>2 地域図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、休日、1月4日、日曜日に当たる5月3日から同月5日まで及び12月28日は、午前9時から午後5時までとする。</p>	<p>2 地域図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、休日、1月4日、日曜日に当たる5月3日から同月5日まで及び12月28日は、午前9時から午後5時までとする。</p>
<p>3 砧図書館、代田図書館及び尾山台図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、月曜日、休日、1月4日、日曜日に当たる5月3日から同月5日まで及び12月28日は、午前9時から午後5時までとする。</p>	<p>3 砧図書館、代田図書館、<u>烏山図書館</u>及び尾山台図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、月曜日、休日、1月4日、日曜日に当たる5月3日から同月5日まで及び12月28日は、午前9時から午後5時までとする。</p>
<p><b>4 <u>下馬図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、1月4日及び12月28日は、午前9時から午後5時までとする。</u></b></p>	
<p>5 梅丘図書館、世田谷図書館、<u>烏山図書館</u>及び経堂図書館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び月曜日（1月4日及び12月28日に当たる場合を除く。）並びに休日は午前9時から午後8時までとし、1月4日及び12月28日は午前9時から午後5時までとする。</p>	<p>4 梅丘図書館、世田谷図書館及び経堂図書館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び月曜日（1月4日及び12月28日に当たる場合を除く。）並びに休日は午前9時から午後8時までとし、1月4日及び12月28日は午前9時から午後5時までとする。</p>

改正後	改正前
<p><b>6</b> 前各項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する館の開館時間は、当該指定管理者が、委員会の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。</p> <p><b>7</b> <u>第1項から第5項まで</u>の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>第5条 ~ 第25条（省略）</p> <p><b>附 則</b> <u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>5 前各項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する館の開館時間は、当該指定管理者が、委員会の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>6 <u>第1項から第4項まで</u>の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>第5条 ~ 第25条（省略）</p>